

★ 広島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第三十二号）（行政管理課）

一 改正の要旨

業務の適正化・効率化を図ることを目的として、広島県特別職報酬等審議会に係る事務を人事課から職員給与課へ移管するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和八年五月十八日